

# 公 告

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊  
契約科長 牛崎 真由美

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
2K0H12E00530	2L6B1A00001 0001		GRD-Z000848
品名 または 件名			
分隊内情報共有装置及び師団等指揮システム（検証用）との連接に係る調査研究			
部品番号 または 規格			
使 用 器 材 名			
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等
1.00	ST		グ ル ー プ
納地または工事場所		引 渡 場 所	
市ヶ谷駐屯地			
搬 入 場 所		納 期 ま た は 工 期	
市ヶ谷駐屯地		令和5年3月31日（金）	

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和4年10月14日（金）11時00分 中央会計隊入札室（E-1棟 6F）

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### （1）入札に関する条件

仕様書第4項の4.1契約の相手方の条件を全て満たし、入札日の3日前までに、  
陸上幕僚監部防衛部防衛課 金谷（内線41776）の確認を得るものとする。

### （2）入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセント  
に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その  
端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係  
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の  
110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### （3）契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出  
すること。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

#### イ 適用する契約条項

- 「役務請負契約条項」
- 「談合等の不正行為に関する特約条項」
- 「暴力団排除に関する特約条項」

なお、経費率算定対象業者については  
「利益制限契約に関する特約条項」

「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」  
「原価監査付契約に関する特約条項」

を上記条項に追加する。

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 最低入札価格が予決令85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格」という。）を行うので協力されたい。
- エ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- オ 代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。
- カ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。

（FAX可）

- キ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所  
令和4年10月18日（火）15時00分 中央会計隊入札室（E-1棟6F）

ク その他の項目については別紙による。

ケ 契約手続の問い合わせ先

中央会計隊契約科第2班 一色 （TEL:03-3268-3111 内線47555）  
(FAX:03-5269-5135 (直通))

仕様書に関する問い合わせ先

陸上幕僚監部防衛部防衛課 金谷 (TEL:03-3268-3111 内線41776)

### 1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

### 2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合

### 3 違約金

落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

調達要求番号：2L6B1A00001

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
	G R D - Z 0 0 0 8 4 8
分隊内情報共有装置及び師団等指揮システム（検証用）との連接に係る調査研究	防衛大臣承認 令和 年 月 日
	作成 令和4年 9月20日
	変更 令和 年 月 日
	作成部隊等名 陸上幕僚監部防衛部防衛課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、分隊内情報共有装置と師団等指揮システム（検証用）との連接に関する調査研究（以下、”本役務”という）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - C 0 0 0 0 0 1（以下、”電子共仕”という。）による。

#### 1.2.1

#### B L E

低消費電力の近距離無線通信のBluetooth Low Energyをいう。

#### 1.2.2

#### G N S S

全球測位衛星システム（Global Navigation Satellite System）をいう。

#### 1.2.3

#### L T E回線

LTEとは、Long Term Evolutionの略であり、第3世代携帯電話（3G）の拡張版である、データ通信をさらに高速化した通信規格の1つを指し、この通信規格に基づく通信回線をいう。

#### 1.2.4

#### S I Mカード

Subscriber Identity Module Cardの略であり、モバイル通信端末へ挿入しLTE通信の加入者を特定するため、ID番号などが記録されたICチップが内蔵されているカードをいう。

#### 1.2.5

#### 現有指揮統制システム

陸自指揮システムを含む、師団等指揮システム、火力戦闘指揮統制システム及び対空戦闘指揮統制システムをいう。

#### 1.2.6

#### 将来陸自C4Iシステム

陸自指揮システムを含め、現行の師団等指揮システム、火力戦闘指揮統制システム、対空戦闘指揮統制システム、野外通信システムの他、センサ、ウェポンシステムなどを標準化することによって“Sensors to Shooters”を実現し得るC4I（Command, Control, Computer, Communication and Intelligence）システムのことをいう。また、陸自クローズ系クラウド基盤、アプリケーション基盤、陸自SNMS、共通データベース、陸自ネットワークを主たる基盤として各種サービスを提供し得るシステムをいう。

#### 1.2.7

##### **野外通信システム**

陸上自衛隊が運用している通信ネットワークのうち、野外における通信を実現するための装備品をいう。

#### 1.2.8

##### **広帯域多目的無線機**

陸上自衛隊が運用している通信ネットワークのうち、ソフトウェアを利用して野外における複数種類の無線通信を実現するための装備品をいう。

#### 1.2.9

##### **COTS**

Commercial off The Shelfの略語で、民生品（商用製品、市販品）をいう。

#### 1.2.10

##### **認証**

デバイスを使用するための認証（ユーザ認証）及びネットワークに加入するための認証（端末認証）の総称をいう。

#### 1.2.11

##### **指揮統制サービス**

共通サービス、火力戦闘サービス、対空戦闘サービス及び近接戦闘サービスの総称をいう。

なお、主としてソフトウェアとして実現し得る機能を“サービス”と呼称する。

#### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 規格

J I S C 0 9 2 0	電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）
N D S C 0 0 0 2	地上用電子機器通則
M I L - S T D - 8 1 0 G	器材に対する環境耐性を決定するための試験方法

##### b) 仕様書

D S P Z 9 0 0 8	品質管理等共通仕様書
G L T - C G - C 0 0 0 0 0 1	陸上自衛隊電子機器共通仕様書
G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 9	陸上自衛隊 I T 利用装備品等サプライチェーン・リスト対応共通仕様書
G S - C 2 1 5 8 1 5	広帯域多目的無線機
G S - C 2 1 5 8 1 7	広帯域多目的無線機（携帯用 I 型）
G S - C 2 1 5 8 1 8	広帯域多目的無線機（携帯用 II 型）
G S - C 6 7 5 9 0 8	野外通信システム
G S - C 6 8 5 0 0 8 M	師団等指揮システム
G S - C 6 8 6 4 5 5	師団等指揮システム（検証用）
H S - X 1 9 2 6 8 9	陸上自衛隊の現有指揮統制システム及びネットワーク装備等の標準化改修に係る概要設計
H S - X 1 9 2 7 0 0	陸上自衛隊の現有指揮統制システムの標準化改修に係る概要設計
H S - X 1 9 2 7 0 3	陸上自衛隊のネットワーク装備等の標準化改修及びシステム・ネットワーク管理装置の構築に係る概要設計

c) 法令等

- 電波法（昭和 25 年 法律第 131 号）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- 技術変更提案の処理について（通達）〔陸幕装計第 72 号（10. 3. 26）〕

d) その他

- 新技術の短期実証（艦内等ネットワーク構築）（仮作試験）（陸上における分隊用無線ネットワーク）実証成果報告書
- 将来の陸上自衛隊の C 4 I システムに関する要件定義書
- 現有指揮統制システム及びネットワーク装備の標準化改修に係る概要設計書
- 陸上自衛隊の現有指揮統制システムの標準化改修に係る概要設計

## 2. 役務に関する要求

### 2.1 目的

本役務は、令和 5 年度に実施する分隊内情報共有装置のシステム連接用ソフトウェア改修に資する調査研究を目的とする。

### 2.2 一般的な要求事項

本役務にて、師団等指揮システム（検証用）と分隊内情報共有装置の連携、および将来戦闘を見据えた分隊内情報共有装置の有する機能を、 J I S C 0 9 2 0 , N D S C 0 0 0 2 , M I L - S T D - 8 1 0 G , D S P Z 9 0 0 8 , G L T - C G - C 0 0 0 0 0 0

1, GS-C215815, GS-C215817, GS-C215818, GS-C675908, GS-C685008M, GS-C686455, GS-C686455, HS-X192689, HS-X192700, HS-X192703, 電波法, 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律, 技術変更提案の処理について（通達）, 将来の陸上自衛隊のC4Iシステムに関する要件定義書, 現有指揮統制システム及びネットワーク装備の標準化改修に係る概要設計書, 陸上自衛隊の現有指揮統制システムの標準化改修に係る概要設計を踏まえて, 検討するものとする。

なお, 細部は, 陸上幕僚監部防衛部開発室（以下, “陸幕開発室”という）との調整による。

## 2.2.1 分隊内情報共有装置のシステム連接検証

連接に関する実施事項は, 次による。

- a) 分隊内情報共有装置と師団等指揮システム（検証用）で通信する内容を互いのシステム要件を分析し, 導出するものとする。
- b) 分隊内情報共有装置を運用するにあたり, 師団等指揮システム（検証用）と連接するためのシステム構成及びインターフェスの仕様を分析し, 導出するものとする。
- c) 分隊内情報共有装置と師団等指揮システム（検証用）連接して通信を確認しうる方法を分析し, 導出するものとする。

## 2.2.2 改善要望を考慮した機能の検討及びアプリ等改修

機能の実施事項は, 次による。

- a) 電子地図の導入による位置表示機能について調査・分析するものとする。
- b) 分隊運用における警告や射撃の指示・通知機能について調査・分析するものとする。
- c) 作画機能、火力要求機能、バイタル情報機能について検討・調査するものとする
- d) 分隊内情報共有装置の通信機能の一つであるLTE通信にかかるセキュリティ機能について, 将来導入すべきシステムの機能を検討・調査するものとする。

## 2.3 役務実施場所

役務実施場所は, 次による。

なお, 細部は陸幕開発室との調整による。

- a) 官側が許可した契約相手方の事務所等
- b) 官側が指定した自衛隊施設等

## 2.4 納期

納期については、令和5年3月31日とする。

## 2.5 報告会の実施

契約の相手方は, 各報告書の提出時期に合わせて報告会を実施し, 陸幕開発室に各報告書の内容を説明するものとする。

## 2.6 調整会合の実施

契約の相手方は, 月に1回を基準として調整会合を実施し, 調査・分析の実施状況を報

告するものとする。また、懸案事項などについては、陸幕開発室と調整を行うものとする。

## 2.7 その他の要求

中間報告以降の調査・分析の深化により中間報告内容と相違が出る場合は、その都度、陸幕開発室と調整の上、調査・研究内容に修正を加えるものとする。

## 3 品質保証

検査は、契約担当官（以下、”担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

## 4. その他の指示

### 4.1 契約相手方の条件

#### 4.1.1 組織に対する要求

組織に関する要求は、次による。

- a) 日本国の政府機関における情報システムの支援実績を有するものとする。
- b) 防衛省における分隊内情報共有装置のシステム構築とプロジェクト管理、またはシステムインテグレーション実績を有するものとする。

#### 4.1.2 従事者に関する要求

本調査研究の責任者は、次のいずれかの条件を満たさなければならない。

- a) 独立行政法人情報処理機構が実施する情報処理技術者のプロジェクトマネージャ（PM）試験の合格者とする。また、日本国の政府機関における情報システムの支援者実績を有する者とする。
- b) 米国プロジェクトマネジメント協会のPMP（Project Management Professional）資格を有する者とする。

## 4.2 提出書類等

提出書類は、表1により、細部は陸幕開発室との調整による。

なお、提出書類等は、陸幕開発室の確認を受けた後、提出するものとし、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウィルスチェックを実施するものとする。

表1－提出書類

番号	提出書類	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	作業従事者名簿	電子記憶媒体	1式	契約締結後、速やかに	陸幕開発室（市ヶ谷）
2	実施計画書	電子記憶媒体	1式		
3	中間報告書	電子記憶媒体	1式	官側の指定による	
4	成果報告書	電子記憶媒体	1式	官側の指定による	

- 注 a) 中間報告書は 2.2.1～2.2.2 に関する調査・分析結果を基準とする。  
 注 b) 成果報告書は 2.2.1～2.2.2 に関する調査・分析結果を基準とする。  
 注 c) 規定の数量と異なる場合は、調達要領指定書によって指定する。  
 注 d) 電子記憶媒体の種類及び記憶方式は、官側との調整による。  
 注 e) 陸幕開発室の確認を受けた後、提出するものとする。

#### 4.3 無償貸付品及び役務対象物品

無償貸付品は、表2及び、一般供仕の箇条5によるほか、官側が認めたものについて無償貸付を受けることができる。

役務対象物品は、表3による。

なお、ほかの契約で同一品目の貸付を受けている場合は、貸付を実施せずに共用することができる。

表2－無償貸付品

品名 <sup>a)</sup>	数量 <sup>b)</sup>	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所
新技術の短期実証（艦内等ネットワーク構築）（仮作試験）（陸上における分隊用無線ネットワーク）実証成果報告書	1式	契約の相手方の請求後2か月以内	陸幕（市ヶ谷） <sup>b)</sup>	納期まで。	陸幕（市ヶ谷） <sup>b)</sup>
陸自電子地図	1式				
師団等指揮システム（検証用） 共通サービスソフトウェア	1式				
師団等指揮システム（検証用） 基盤サービスソフトウェア	1式				
師団等指揮システム（検証用） システム詳細設計書（その2）	1式				
師団等指揮システム（検証用） 標準化基準書	1式				
師団等指揮システム（検証用） 詳細設計書	1式				

注<sup>a)</sup> 同等品を貸し付ける場合がある。  
 注<sup>b)</sup> 規定の数量、引渡場所及び返納場所が異なる場合、調達要領指定書によって指定する。

表3－役務対象物品

品名 <sup>a)</sup>	数量 <sup>b)</sup>	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所
分隊長用制御部兼端末装置スマホ	1台	契約の相手方の請求後	装備実験隊（富士） <sup>b)</sup>	納期まで。	装備実験隊（富士） <sup>b)</sup>
分隊員用制御部兼端末装置スマホ	7台				
無線機	8台				
端末装置	8台				

注<sup>a)</sup> 同等品を貸し付ける場合がある。  
 注<sup>b)</sup> 規定の数量、引渡場所及び返納場所が異なる場合、調達要領指定書によって指定する。

#### **4.4 技術資料の閲覧**

契約の相手方は、製造・検査その他必要な技術資料を官側が必要とする場合、官側と調整のうえ閲覧に供する。

#### **4.5 官側資料の使用に関する注意**

官側資料の使用に関する注意は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 (以下、"一般共仕"という。) の8.2による。

#### **4.6 官側の支援**

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、契約の相手方自身で行うことができないものについては、次の事項について契約担当官等の確認を受けて、調達要求元に支援を求めることができる。この場合、契約担当官等に申請するものとする。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 試験など契約の相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項
- c) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- d) その他、契約履行に必要な事項

#### **4.7 秘密保全**

契約の相手方は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。

#### **4.8 知的財産権**

知的財産権は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行において、第三者が有する知的財産権を侵害することのないよう、必要な処置を講じるものとする。
- b) この設計内容が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用によって当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約の相手方が負担するものとする。
- c) この設計における設計内容に著作権が発生する場合、その権利は、次による。ただし、官側は、設計内容を自ら利用するために必要と認められる範囲において翻案、翻訳、複製及び貸与することができる。
  - 1) 契約の相手方は、この契約の履行において生じた著作権を官側に譲渡するものとする。
  - 2) 契約の相手方が従来から保有していた著作権（以下、"適用外著作権"という。）には、適用しないものとし、適用外著作権は、契約の相手方に留保される。
  - 3) 契約の相手方は、適用外著作権を除く設計内容に関し、著作権法に規定する著作人格権を使用しない。ただし、官側の承認を受けた場合には、この限りではない。
- d) 契約の相手方は、著作権の帰属などに関し疑義が発生した場合、その都度、官側と協

議して解決するものとする。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けるものとする。

#### 4.9 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に関する疑義は、一般共仕の8.3による。

#### 4.10 サプライチェーン・リスク対応に関する要求

サプライチェーン・リスク対応に関する要求は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 9 による。

## 入札積書

調達要求番号	2L6B1A00001	契約実施計画番号	2K0H12E00530
--------	-------------	----------	--------------

金額￥

品名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額
分隊内情報共有装置及び師団等指揮システム(検証用)との連接に係る調査研究	仕様書のとおり	1	ST		
	以下余白				
納入(履行)場所	市ヶ谷	納入期限(工期)	令和5年3月31日		
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ  
入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除  
に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 牛崎 真由美 殿

住 所

会社名

代表者名

## 契約手続における押印等の省略について

日頃より中央会計隊の調達案件についてきてましてご協力を頂きありがとうございます。

この度、押印等の省略について、令和3年4月1日以降、以下のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 押印が必要な書類

契約書（なお、割印は不要）

#### 2 押印を省略できる書類

契約書以外の書類

#### 3 押印省略時の措置

契約書以外の書類への押印を省略する場合は、代表者名のほか責任者及び担当者の氏名並びに連絡先を記入願います。

なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から御連絡させていただく場合がございます。

#### 4 その他

従来どおり契約書以外の書類への押印を省略しない場合には、責任者及び担当者の氏名並びに連絡先の記入は不要です。

## 委任状（入札等）

殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

印

年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、  
年 月 日から 年 月 日までの間、  
を代理人と定め、下記権限を委任します。  
なお、委任解約した場合には連署のうえ届け出ます。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

年 月 日

委任者

印

受任者

印